

【表紙】  
【提出書類】 親会社等状況報告書  
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2023年11月30日  
【事業年度】 自2022年1月1日至2022年12月31日  
【会社名】 オアシス マネジメント カンパニー リミテッド  
【英訳名】 Oasis Management Company Ltd.  
【代表者の役職氏名】 ファウンダー アンド チーフ インベストメント オ  
フィサー セス・フィッシャー  
【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグラン  
ド・ハウス、私書箱309  
【代理人の氏名又は名称】 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階  
【電話番号】 03-5218-2084  
【事務連絡者氏名】 祝田法律事務所 弁護士 川村 一博  
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階  
【電話番号】 03-5218-2084  
【事務連絡者氏名】 弁護士 川村 一博  
【提出子会社名】 株式会社レーサム  
【提出子会社代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小町 剛  
【提出子会社本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番  
1号)

## 第1【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【所有者別状況】

2023年11月30日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	-	1	-	1	-
所有株式数(株)	-	-	-	-	-	100	-	100	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	-	100	-	100	-

## (2)【大株主の状況】

2023年11月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Seth Fischer	Unit 1003, Tower B, Queen ' s Garden, 9 Old Peak Road, Hong Kong	100	100%
計		100	100%

## 2【役員の状況】

2023年11月30日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	任期	所有株式数(株)
取締役	Chief Investment Officer	セス・フィッシャー (Seth Fischer)	1972年 4月6日	1993年1月 イスラエル国防軍入隊 1995年1月 High Bridge Capital Management 入社、Portfolio Manager-Asia 2002年1月 Oasis Management Company 設立、Chief Investment Officer (現任)	(注1)	
取締役	Director	フィリップ・メイヤー (Phillip Meyer)	1976年 9月11日	2002年8月 Swidler Berlin Shereff Friedman入社 2005年1月 Dechert LLP入社 2007年8月 Oasis Management (Hong Kong)入社、提出者取締役(現任)	(注1)	

取締役	Director	スコット・エル フィンストーン (Scott Elphinstone)	1955年 4月1日	1985年5月 Royal Trust Bank入社 1992年9月 Public Accountant 1993年11月 Five Continents Financial Limited.設立 2021年1月 Oasis Management Company入社、提出 者取締役(現任)	(注1)	
取締役	Director	ウィリアム・ ジェイ・メッ サー (William J. Messer)	1962年 1月23日	1987年9月 Royal Trust Bank入 社、Managing Director 1993年11月 Five Continents Financial Limited. 設 立、Chief Executive Officer 2021年1月 Oasis Management Company入社、提出 者取締役(現任)	(注1)	
計						

(注1) 役員任期の定めはありません。

(注2) 2022年12月31日に終了した事業年度における現任の役員の報酬の総額は30,000米ドルです。

## 第2【計算書類等】

当社は、当社に適用のあるケイマン諸島法及び当社の基本定款により、計算書類等を作成することが義務付けられておりません。したがって、計算書類等は本書に記載ないし添付しておりません。